

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
.....（建設部総務課） 1
- 母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（子ども家庭支援課） 1
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....（建築指導課） 1

訓 令

- 考査監設置規程を廃止する訓令.....（人事課） 2

告 示

- 土地改良区の役員の就任の届出.....（農業施設管理課） 2
- 土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課） 2
- 令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....（財務指導課） 2
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....（調達課） 6
- 特定調達契約に係る入札の公告.....（調達課） 6

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）..... 7

道企業局告示

- 令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等..... 9

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）..... 10

規 則

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年11月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第76号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第76号）の施行期日は、令和6年11月1日とする。

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第77号

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則
母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則（昭和44年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条の4第1項に規定する扶養親族等又は児童の数に応じ同項」を「第2条の4第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第78号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則
建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に改める。

第5条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第6条第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

第13条第1項中「第18条第18項」を「第18条第22項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第10号	
本 庁 出 先 機 関	
考查監設置規程を廃止する訓令を次のように定める。 令和6年11月1日	
北海道知事 鈴木直道	
考查監設置規程を廃止する訓令 考查監設置規程（平成9年北海道訓令第10号）は、廃止する。	
附 則 この訓令は、令和6年11月1日から施行する。	
告 示	
北海道告示第499号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、厚沢部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。 令和6年11月1日	
北海道知事 鈴木直道	
就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別 氏 名 住 所
令和6.10.16	理 事 中 島 侑 子 檜山郡厚沢部町新町43番地
北海道告示第500号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年10月22日、多度志土地改良区の定款の変更を認可した。 令和6年11月1日	
北海道知事 鈴木直道	
北海道告示第501号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 令和6年11月1日	
北海道知事 鈴木直道	
第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類 令和7年度、令和8年度及び令和9年度において道が締結しようとする契約のうち次の	

表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。		
契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 物品の購入及び物品の賃貸借

令和6年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

- (2) 印刷物の製造及び印章の製造

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 令和6年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ (ア)又は(イ)の機器を所有していること（当該機器を賃借している場合を含む。）。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器

- (3) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 令和6年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年11月1日から令和6年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。

- (4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 令和6年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の

初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

エ 令和5年11月1日から令和6年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。

- (5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 令和6年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年11月1日から令和6年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。

- (6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 令和6年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年11月1日から令和6年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。

- (7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和6年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年11月1日から令和6年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

- (8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 令和6年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の

- 初日)現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。
- イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。
- ウ 令和6年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)の直前2事業年度分(当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。
- エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。
- (9) 林産物の売払い
- アからウまでのいずれにも該当すること。
- ア 令和6年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和5年11月1日から令和6年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る仕入高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例
- 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。
- また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の合計値とすることができる。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

- ア 定期の申請をする者
- 令和6年11月11日(月)から同月29日(金)まで
- イ 随時の申請をする者
- 令和7年2月3日(月)から令和9年12月28日(火)まで
- 注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、令和7年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができ、随時の申請により資格を有することとされた者にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。
- (2) 共同企業体(情報システムの開発に限る。)
- 当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
- 当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
- 当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 知事が特に必要と認めた者
- 知事の指定する日
- 2 申請書類の入手方法
- 申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。
- また、北海道のホームページ(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.html)からダウンロードすることができる。
- 3 申請の方法
- 資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- なお、物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請(以下「物品の購入等の資格審査の申請」という。)を注書の方法により行う場合にあっては、申請書類の提出先は、出納局会計管理室調達課とする。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先			
	定 期 申 請 の 場 合		随 時 申 請 の 場 合	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
物 品 の 購 入	出納局会計管理室 調 達 課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課(主たる営業所の所在地が石狩管内にある者について	出納局会計管理室 調 達 課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課(主たる営業所の所在地が石狩管内にある者について

		は出納局会計管理室 調達課)		は出納局会計管理室 調達課)
印刷物の製造				
印章の製造				
物品の賃貸借				
庁舎等清掃	総務部イノベーション推進局 財産課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については総務部イノベーション推進局財産課）	総務部イノベーション推進局 財産課	総務部イノベーション推進局 財産課
庁舎等警備				
庁舎等消防設備保守点検				
ボイラー等運転操作				
情報システムの開発	総務部イノベーション推進局 情報政策課	総務部イノベーション推進局 情報政策課	総務部イノベーション推進局 情報政策課	総務部イノベーション推進局 情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林海洋環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）	水産林務部森林海洋環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

(注) 物品の購入等の資格審査の申請及び情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより北海道電子自治体共同システム（<https://www.harp.lg.jp/>）にアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、物品の購入等の資格審査の申請については出納局会計管理室調達課、情報システムの開発の資格審査の申請については総務部イノベーション推進局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和10年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和9年度に令和10年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の

賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条

第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第502号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項そち南農業協同組合の事項中「同 由仁支所」を削り、同項上川中央農業協同組合の事項中「同 上川町役場出張所」を削り、同項ひだか漁業協同組合の事項中「同 門別町支所」を削る。

北海道告示第503号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年11月1日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和7年3月21日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年11月1日（金）から同月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時（初日は午後1時）から午後5時（最終日は午後3時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、電子メール（choutatsuka.ishikari@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局会計管理室調達課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課）

(2) 入札日時 令和6年11月28日（木）午前11時（送付による場合は、同月27日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 乗用自動車 1台

イ 予定時期 令和6年12月（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和6年7月9日付け北海道空知総合振興局告示第1078号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道出納局調達課のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/106724.html）においてダウンロード することができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定 後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行う かを申し出ること。） この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方 法によるので、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい う。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（道が交換により取得する自動車の価 格から、道が交換により提供する自動車の価格を差し引いた交換差金をもって定めたもの をいう。）の制限の範囲内で入札（有効な入札に限る。）した者のうち、地方自治法施行 令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準により、総合評価点の最も高い者 を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ か、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5063 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1set B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., November 28, 2024 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 27, 2024) C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588	Japan Phone : 011-204-5063
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道後志総合振興局告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年11月1日 北海道後志総合振興局長 猪 口 浩 司 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（1キログラム当たりの単価） 824,000キログラム (2) すべり止め材（事業課） ア 砕石500キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 64,000キログラム イ 砕石20キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 20,000キログラム ウ 砕石2キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 7,000キログラム (3) すべり止め材（余市出張所） ア 砕石20キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 4,000キログラム イ 砕石2キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 1,000キログラム (4) すべり止め材（蘭越出張所） ア 砕石500キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 48,000キログラム イ 砕石2キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 1,000キログラム (5) すべり止め材（共和出張所） 砕石500キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 23,000キログラム (6) すべり止め材（真狩出張所） 砕石2キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 4,000キログラム 2 落札を決定した日 令和6年10月9日 3 落札者の住所及び氏名 (1) 1の(1) 住 所 札幌市手稲区西宮の沢2条2丁目2番30 氏 名 株式会社ロード (2) 1の(2)、(4)、(5)及び(6) 住 所 札幌市中央区北2条東12丁目98番地12 氏 名 株式会社エルフォート (3) 1の(3)	

住 所 小樽市銭函 3 丁目301番地
氏 名 大和碎石工業株式会社

4 落札金額

(1) 52円

(2) ア 18円50銭
イ 29円
ウ 55円

(3) ア 29円
イ 55円

(4) ア 20円
イ 55円

(5) 18円50銭

(6) 60円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和 6 年 8 月23日付け北海道後志総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 小樽市奥沢 1 丁目21番 1 号

北海道渡島総合振興局告示第124号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和 6 年11月1日

北海道渡島総合振興局長 佐 藤 秀 行

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

(1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（事業課 A 区域及び松前出張所分）（1 キログラム当
たりの単価） 727,000キログラム

(2) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（事業課 B 区域及び江差出張所分）（1 キログラム当
たりの単価） 610,000キログラム

(3) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（事業課 C 区域、八雲出張所及び今金出張所分）（1
キログラム当たりの単価） 707,000キログラム

2 落札者を決定した日
令和 6 年10月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1 の(1)及び(3)

ア 氏 名 有限会社函館サンエー機材

イ 住 所 北斗市本郷 2 丁目18番19号

(2) 1 の(2)

ア 氏 名 株式会社北興機材

イ 住 所 函館市鍛冶 2 丁目18番12号

4 落札金額

(1) 55円

(2) 55円

(3) 55円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和 6 年 8 月30日付け北海道渡島総合振興局告示第108号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道オホーツク総合振興局告示第125号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和 6 年11月 1 日

北海道オホーツク総合振興局長 野 村 博 明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 防滑材（碎石）バラ積み（網走市）（1 トン当たりの単価） 720トン

(2) 防滑材（碎石）バラ積み（美幌町及び津別町）（1 トン当たりの単価） 660トン

(3) 防滑材（碎石）バラ積み（北見出張所管内）（1 トン当たりの単価） 1,330トン

(4) 防滑材（焼き碎石）バラ積み（紋別出張所管内）（1 トン当たりの単価） 350トン

(5) 防滑材（焼き碎石）バラ積み（斜里出張所管内）（1 トン当たりの単価） 210トン

(6) 防滑材（焼き碎石）バラ積み（遠軽出張所管内）（1 トン当たりの単価） 280トン

(7) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1 キログラム当たりの単価） 182,000キログラム

(8) 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム・塩化マグネシウム混合物）（1 キログラム当たり
の単価） 289,000キログラム

2 落札を決定した日
令和 6 年10月21日

道 企 業 局 告 示	
3 落札者の氏名及び住所	北海道企業局告示第16号
(1) 1の(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
ア 氏 名 三崎産業株式会社	令和6年11月1日
イ 住 所 網走市字潮見156番地1	北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄
(2) 1の(2)	第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類
ア 氏 名 三星運輸株式会社	令和7年度、令和8年度及び令和9年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和6年北海道告示第501号（以下「北海道告示第501号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第501号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第501号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第501号第1の表の右欄に定められているとおりとする。
イ 住 所 網走郡美幌町字東2条北1丁目12番地	第2 資格要件
(3) 1の(3)、(4)及び(6)	1 共通の資格要件
ア 氏 名 株式会社ロードテクノ	北海道告示第501号第2の1に定められているとおりとする。
イ 住 所 北見市豊地93番地24	2 資格の種類ごとの要件
(4) 1の(5)	北海道告示第501号第2の2に定められているとおりとする。
ア 氏 名 道路工業株式会社	3 資格の種類ごとの要件の特例
イ 住 所 札幌市中央区南8条西15丁目2番1号	北海道告示第501号第2の3に定められているとおりとする。
(5) 1の(7)	第3 資格審査の申請の時期及び方法
ア 氏 名 道東塩業株式会社	1 申請の時期
イ 住 所 釧路市星が浦南1丁目6番3	北海道告示第501号第3の1に定められている時期にしなければならない。
(6) 1の(8)	2 申請書類の入手方法
ア 氏 名 太陽興産株式会社	北海道告示第501号第3の2に定められているとおりとする。
イ 住 所 北見市西三輪7丁目709番地8	3 申請の方法
4 落札金額	北海道告示第501号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。
(1) 5,600円	第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(2) 5,400円	1 資格の有効期間
(3) 6,300円	北海道告示第501号第4の1に定められているとおりとする。
(4) 11,700円	2 有効期間の更新手続
(5) 10,700円	
(6) 10,300円	
(7) 46.8円	
(8) 54.2円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
令和6年9月6日付け北海道オホーツク総合振興局告示第105号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課	
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目	

北海道告示第501号第4の2に定められているとおりとする。 第5 特定調達契約に係る資格 北海道告示第501号第5に定められているとおりとする。 第6 資格の喪失 北海道告示第501号第6に定められているとおりとする。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第501号第7の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第501号第7の2に定められているとおりとする。 第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第501号第8に定められているとおりとする。 第9 その他 北海道告示第501号第9に定められているとおりとする。 第10 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。	令和6年9月20日付け北海道教育庁空知教育局告示第53号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁胆振教育局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年11月1日 北海道教育庁胆振教育局長 高 橋 宏 明 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ノートパソコン（北海道室蘭栄高等学校） 1台 2 落札を決定した日 令和6年10月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ワシザワ商事 (2) 住 所 登別市中央町1丁目4番地6号 4 落札金額 253,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年10月4日付け北海道教育庁胆振教育局告示第58号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁空知教育局告示第69号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年11月1日 北海道教育庁空知教育局長 金 田 敦 史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空知管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ 192台分 2 落札を決定した日 令和6年10月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士電機ITソリューション株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北1条東2丁目5-2 4 落札金額 17,241,600円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告	北海道教育庁十勝教育局告示第60号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年11月1日 北海道教育庁十勝教育局長 新 山 知 邦 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 157台分 2 落札を決定した日 令和6年10月1日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社 J E C C

(2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

4 落札金額

883,190円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年8月20日付け北海道教育庁十勝教育局告示第46号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

正 誤

○令和6年10月29日（本号第552号）

北海道告示第498号（特定調達契約に係る落札者等の公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

60 右 25

誤 サービス提供業務一式

正 サービス提供業務

○令和6年8月30日（本号第535号）

北海道教育庁後志教育局告示第44号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

86 左 25

誤 10月頃

正 11月頃